

◆資本関係などがある場合の入札制限について

これまで工事契約においては、国土交通省通知を踏まえ、入札説明書の中に、入札に参加しようとする法人間に以下の関係がある場合は、入札の制限を加える旨を記載していた。

今後、工事以外の場合においても、原則として、当該条件を準用し、当該関係法人間で入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係がある場合は同一入札への参加は認めないこととする。

一定の資本関係又は人的関係がある場合とは以下の通り。

①資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(イ)親会社と子会社の関係にある場合

(ロ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(イ)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ロ)一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。